

長野県立自然公園条例の改正について

■ 改正の趣旨

自然公園法の一部改正（国立・国定公園）に伴い県条例（県立公園）を改正し、
県内全ての自然公園において、保護のみならず利用面での施策を強化し「保護と利用の好循環」を促進

[自然公園法改正：令和 3 年 5 月 6 日公布、令和 4 年 4 月 1 日施行]

■ 改正内容（概要）

- ◇ 地域主体による自然体験アクティビティの促進及び利用拠点を整備するための手続を制度化
- ◇ 県立自然公園の保全管理の充実

■ 改正のポイント（効果）

- ◇ 自然公園の利活用に関して地域主体の取組が可能となる
- ◇ 手続の制度化により事業実施までの期間が短縮される
- ◇ 県内の自然公園（国立・国定・県立）の手続・規制等が同一となる

■ 期日

令和 4 年 3 月 15 日 条例案可決

令和 4 年 3 月 24 日 公布

令和 4 年 4 月 1 日 施行（罰則規定については 7 月 1 日施行）

【条例改正の概要①】

～ 地域主体の「利用拠点の整備」と「自然体験アクティビティの促進」の制度化～

<新設>

□ 地域主体の利用拠点を整備するための手続を制度化（第6条の12 関係）

市町村、旅館事業者等からなる協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成

計画が知事の認定を受けた場合、**事業の実施に必要な許認可が不要**となる

⇒ 自然と調和した街並みづくりを促し、魅力的な滞在環境が整備される

（例：景観デザイン統一、廃屋撤去 等）

□ 地域主体による自然体験アクティビティを促進するための手続を制度化（第26条の3 関係）

市町村、ガイド事業者等からなる協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成

計画が知事の認定を受けた場合、**事業の実施に必要な許可が不要**となる

⇒ 旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる楽しみ方が促進される

（例：ラフティング等の自然体験コンテンツの開発・提供 等）

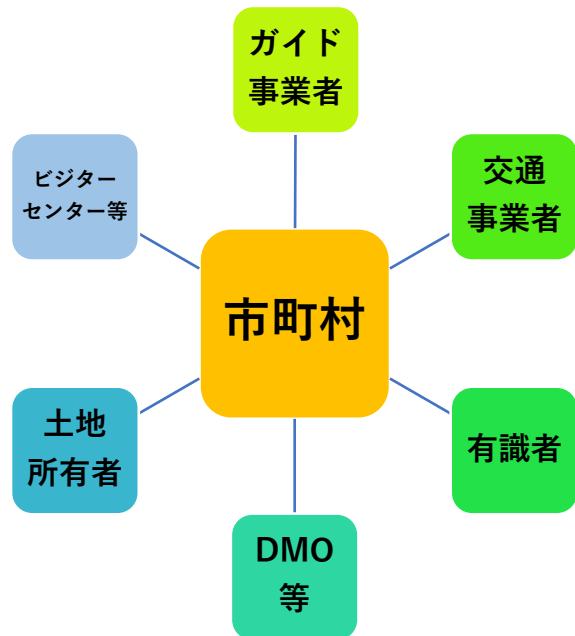
改正後のイメージ

地域内連携

◇協議会の設置

◇自然体験活動促進計画
利用拠点整備改善計画 の作成

⇒ 地域の主体的な取組を促進



協議会イメージ

(自然体験活動促進計画の策定時)

手続の制度化

認定利用拠点整備改善計画に
基づく事業実施

↓

許認可不要

例 自然公園内の
景観を統一した街並み開発

- ・ 廃屋の撤去・跡地の活用
- ・ 壁や看板のデザインの統一
- ・ 広場等の整備
- ・ 電線の地中化

※本来は各行為に対し許認可が必要

改正後：全て許認可不要

認定自然体験活動促進計画に
基づく事業実施

↓

許可不要

例 自然公園内で
ラフティング事業を開発・提供

- ・ 施設やその周辺の下草刈り
- ・ 案内看板等の設置 等

※本来は各行為に対し許可が必要

改正後：全て許可不要

【条例改正の概要②】

～県立自然公園の保全管理の充実～

<新設>

☐ 野生動物の餌付け等の規制 （第24条関係）

人身・物的被害等の防止のため、餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

☐ プロモーションの促進 （第50条関係）

県立自然公園の利用者数の増加のため、県は、県立自然公園の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努める。

<改正>

☐ 公園事業の承継 （第6条の7関係）

公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲受人が公園事業者の地位を承継する。
（現行は、死亡時の相続のみ可能）

☐ 公園管理団体の業務見直し （第33条、第34条関係）

公園管理団体の指定に当たり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必須としない。
（指定要件緩和により、公園の維持管理等を行う団体の指定の促進を図る）

☐ 罰則の引上げ （第43条関係）

特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。（現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）